

白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する補助金の交付に関し、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「市内在住」とは、本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対し、その活動及び事業に要する経費の一部を補助することにより、共生社会の実現を図り、障がい者の自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受ける対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内在住の障がい者等及びその家族、地域住民等で構成された団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の代表者が市内在住であること。
- (2) 団体の構成員が5人以上であり、その半数以上が市内在住であること。
- (3) 市内在住の障がい者等又はその家族を対象にした活動を行っている団体であること。
- (4) 団体の規約、会則等を有すること。
- (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としない団体であること。
- (7) 白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 団体の構成員に、白井市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者がいないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業(複数の団体等により共同で実施するものを含む。)とする。

- (1) ピアサポート活動事業 障がい者等、又はその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会等を行う事業
- (2) 災害対策活動事業 障がい者等を含めた地域における災害対策活動の知識習得を目的とした講演会、講習会等、災害対策のための活動を行う事業
- (3) 孤立防止活動支援事業 地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動に取り組む等、孤立防止のための活動を行う事業
- (4) 社会活動支援事業 障がい者等が自分たちの権利や自立のため社会に働きかけるボランティア等の活動、その他障がい者等の社会復帰に関する活動を行う事業
- (5) ボランティア活動事業 障がい者等に対するボランティアの養成等、ボランティア活動を行う事業
- (6) 療育・スポーツ等活動事業 障がい者等を対象にした療育訓練、スポーツ活動その他自立や社会参加のための訓練、イベント等を行う事業
- (7) 理解促進啓発・研修活動事業 障がい及び障がい者等に対する理解を深めるため、障がい者等及びその家族、地域住民等に向けた講演会、講習会、イベント等を行う事業
- (8) コミュニケーション支援・情報バリアフリー促進事業 手話教室、音声訳教室その他のコミュニケーション支援、障がい者等へのデジタルデバイド縮小のための講座の開催等、情報バリアフリーの促進を図る事業

2 前項各号に掲げる事業を複数の団体等により共同で実施する場合にあっては、市又は第4条各号のいずれにも該当する団体と共同で実施する事業を補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 前条に規定する団体の構成員のみが加入し、又は参加する事業
- (2) この要綱による補助金以外の補助(市以外の者による補助を含む。)を受けている事業

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、

これを切り捨てるものとする。

3 交付する補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(交付申請書の提出)

第7条 補助対象者の選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 白井市自発的活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の規約・会則
- (5) 団体会員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定通知)

第8条 市長は、第7条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合にあっては白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、適当でないと認められる場合にあっては白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者は、市長が指定する日までに白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金概算交付請求書（別記第5号様式）を市に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第6条の2の規定による補助事業の変更等に係る申請については、内容変更・中止・廃止申請書（別記第6号様式）によることとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、補助金の交付の決定を取消し又は変更し、白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金交付決定変更通知書（別記第7号様式）により通知する。ただし、補助決定金額の増額変更は認めない。

(実績報告書の提出及び確定通知並びに交付)

第11条 補助対象者は補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 白井市障がい者等自発的活動支援事業実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 事業収支決算書（別記第9号様式）
- (3) 事業報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白井市自発的活動支援事業補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により、補助対象者に通知する。

(補助の条件)

第13条 補助対象者は、補助対象事業の記録、会計簿等必要な書類を具備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する書類を補助事業終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助対象者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助対象事業に関する資料の請求又は検査を行うことができる。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当したとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 補助対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

補助対象経費	内 容	補助額（年額）
報償費	障がい者等に対するボランティア活動・見守り活動（以下「ボランティア活動等」）に対する謝礼金、講師等謝金	補助対象者1団体につき、100,000円又は補助対象経費の合計額（この要綱に基づく補助金以外の収入がある場合であって、当該収入額が補助対象経費以外の経費の合計額を超えるときは、補助対象経費の合計額から当該超える額を控除した額）のいずれか少ない方の額
旅費	ボランティア活動等における移動に係る交通費	
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ ボランティア活動等における移動に係る自動車等の燃料費 ・ 備品等の修繕に係る経費（補助対象事業を、毎月かつ1年以上継続して実施する場合に限る。） 	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 手数料等 	
使用料及び賃貸料	会場使用料、バス借上げ料等（入場料等自己負担すべき経費は除く。）	
備品購入費	備品購入費（補助対象事業を、毎月かつ1年以上継続して実施する場合に限る。単価10万円以下のものに限る。）	